

## 愛媛県統計協会広告掲載要項

(趣旨)

第1条 この要項は、愛媛県統計協会（以下「協会」という。）が発行する刊行物（以下「刊行物」という。）へ掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項における刊行物とは、次に掲げるものをいう。

- (1) えひめ県民手帳
- (2) 統計でみる愛媛のすがた
- (3) 月刊誌えひめの統計
- (4) その他協会が発行する刊行物

(広告の範囲等)

第3条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (6) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (7) その他、広告として表示することが適当でないと協会が判断するもの

2 次の各号に掲げる業種又は業者に係る広告は、表示することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で規制されるもの
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) ギャンブル(宝くじに係るものを除く。)に係るもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (6) その他、広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの

3 次の各号に掲げる者は、広告主としないことができる。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者
- (2) 愛媛県から入札参加資格停止措置を受けている者又は愛媛県から不利益処分を受けている者

4 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずるものとして別に定めるものは、広告主としない。

5 第1項から前項までに定めるほか、広告に表示することができない内容等の具体的基準は、別表1に定める。

(広告主の選定基準)

第4条 協会は、広告主の選定に当たっては、次の基準に従って選定する。

- (1) 国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれらに類する者
- (2) 私企業のうち、公共性の高い者
- (3) その他、協会の広告主として適当と認められる者

(広告料金の設定)

第5条 広告料金は、広告に係る実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、広告表示期間の長短等を考慮し、協会が個別に決定する。

(募集及び決定)

第6条 刊行物に掲載する広告の広告主は、公募する。

2 広告主の募集及び決定方法並びに広告表示に必要な手続きは、協会が個別に決定する。

(広告表示審査委員会)

第7条 広告内容等の可否を審査するため、愛媛県統計協会広告表示審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の委員長は常任理事を、委員は参事、事務長をもって充てる。但し、委員長が必要と認めるときには、これら以外の者を委員に加えることができる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第8条 審査委員会は、新たな広告掲載を始めようとするとき、又は広告表示の可否について疑義が生じた場合において委員長が必要と認めるときに、委員長が招集する。

2 審査委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決すところによる。

4 委員長は、広告事業を実施する課長に会議への出席を依頼し、意見又は説明を求めることができる。

5 前項に定めるほか、委員長が必要と認めるときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

6 前各項の規定にかかわらず、委員長が適当と認めるときは、会議を開催することなく、書面による議決を行うことができる。

(表示広告に関する責任)

第9条 表示した広告に関する責任は、広告主が負う。

2 広告内容等が虚偽であることが判明した場合又は第4条第3項の規定により広告主としない決定をした場合は、広告の表示を中止するものとする。また、広告の表示の中止に伴

い生じる経費は広告主が負担する。

付 則

この規程は、令和4年〇月〇日から施行する。

## 別表1

### 愛媛県広告事業の実施に関する表示基準

#### 第一 趣旨

この基準は、愛媛県統計協会広告掲載要項（令和4年〇月〇日付け）第3条第5項に規定する広告に表示することができない内容等について定めるものとする。

#### 第二 広告に表示することができない内容

1 次のいずれかに該当する内容の広告は表示することができない。

(1) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第2項に規定する

公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの

(2) 責任の所在が不明確なもの

(3) 内容が不明確なもの

(4) 事実と異なる内容を含むもの

(5) 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの

(6) 比較広告(二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。)

(7) クーポン付き広告(協会が統計施策等の広報又は啓発のため作成する印刷物の場合に限る。)

(8) 美観風致を害するおそれがあるもの

(9) 国内世論が大きく分かれているもの

(10) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で表示に必然性がないもの

(11) 第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがあるもの

(12) その他、広告として表示することが適当でないと思われるもの

#### 第三 広告欄の明示

広告欄には、「広告欄」の文言を記述するなどの方法により、当該欄が広告欄であることを明確に区別しなければならない。

#### 第四 広告内容等に係る個別の制限

この基準に定めるほか、協会の目的に支障があるなどの理由により、広告に表示することができない内容等については、協会が別に定めることができるものとする。